

熊野町生活困窮者等就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。）に基づく支援対象者及び生活保護法による保護を受けている者を対象とし、抱える課題や状況、本人の意向を踏まえ、包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における就労・家計に関する支援等の体制を構築することにより、自立を促進することを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

熊野町生活困窮者等就労準備支援事業及び家計改善支援事業

（2）業務内容

熊野町生活困窮者等就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務仕様書のとおり。

（3）履行期間

準備期間：契約締結日の翌日から令和7年1月19日まで

実施期間：令和7年1月20日から令和7年3月31日まで

（4）予算上限額

1,770千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この費用は、準備期間に要する全ての経費を含むものとする。

※ なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務に係る予算規模を示したもので、契約金額は、受託者から提案内容に基づき、改めて仕様を定めます。

また、事業費の算出にあたっては人件費のほか、通勤手当、社会保険料等の事業者負担分が含まれることに留意してください。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより実施する。

4 プロポーザル審査委員会の設置

契約候補者の選定は、熊野町生活困窮者等就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

5 参加条件

企画提案に参加する者は、次の掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項のいずれかに該当する者

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれている者
 - ⑤ 申請時に、熊野町の町税（熊野町の町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において、納付すべき市町村税）、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者
- (2) 公告から契約締結日までの期間において、町で指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者又は、広島県内に事業所はないが、町の求めに応じて速やかに業務管理責任者又は業務担当者を町に来訪させることができる者であること。
- (4) 過去5年間に、国・地方公共団体が発注した本業務と同種又は類似の業務を受託し、履行した実績があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

6 スケジュール（予定）

(1) 実施要綱等の公表（公告開始日）	令和6年12月 2日（月）
(2) プロポーザル参加資格受付期限	令和6年12月13日（金）午後5時まで
(3) プロポーザル参加資格確認通知	令和6年12月16日（月）まで随時通知
(4) 実施内容等に関する質問受付期限	令和6年12月16日（月）正午まで
(5) 質問に対する回答	令和6年12月16日（月）まで随時回答
(6) 企画提案書等受付期限	令和6年12月17日（火）午後5時まで
(7) ヒアリング・審査委員会	令和6年12月20日（金）※予定
(8) 審査結果の通知・公表	令和6年12月24日（火）※予定

7 募集手続等

公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町役場健康福祉部社会福祉課

電話：082-820-5614

なお、熊野町ホームページにも掲載する。

(3) 入手方法

熊野町ホームページからダウンロードすること。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 参加申込・資格確認等

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の参加資格確認に伴う必要書類を、提出期限までに持参又は郵送により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合すると確認された者に限り、本プロポーザルへ参加することができる。

① 必要書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

イ 企業・団体の概要【様式2】

ウ 熊野町税の納税証明書（熊野町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地における納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもの）又はその写し（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

エ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し（個人の場合は、身分証明書又はその写し）（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

② 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時まで（必着）

③ 提出場所

「16 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）による。ただし、郵便等による場合は、封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きし、上記②の提出期限までに必着するものとする。

(2) 確認結果の通知

確認結果は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスへ、令和6年12月16日（月）までに電子メールで通知する。

なお、正文については、別途郵送等により送付する。

(3) 参加を辞退する場合

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、取下げ願い書【様式3】を提出するものとする。

なお、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限から契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

10 質疑・回答

本プロポーザルに係る仕様書等に関する質問及びその回答については、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和6年12月16日（月） 正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問書【様式4】により、「16 問い合わせ先」へ記載のメールアドレス宛に電子メールで提出することとし、電話や口頭での質問は一切受け付けない。

なお、件名は「生活困窮者等就労準備支援等委託業務に係る公募型プロポーザルに関する質問書」とし、送信後に電話で到達の有無を確認すること。

(3) 質問書に対する回答

- ① 最終回答日 令和6年12月16日（月）午後5時
- ② 公募型プロポーザル参加資格の確認を受けた者の質問にのみ回答する。
- ③ 質問に対する回答は、随時、質問書に記載された連絡先へ電子メールにより回答するとともに、公募型プロポーザル参加資格を受けた者すべてに通知する。
- ④ 電話や口頭での質問は受け付けない。

11 企画提案書等の作成方法

参加者は、次の事項に留意して、熊野町生活困窮者等就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和6年12月17日（火） 午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

「16 問い合わせ先」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、上記（1）の提出期限までに必着するものとする。

(4) 提出書類

提出書類については、次のとおりとし、②～⑤（見本を除く）については簡易ファイル等にファイリングして、表紙に「熊野町生活困窮者等就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務企画提

案書」と明記すること。

なお、公正を期すため、事業者名は1部にのみ記入し、9部については、無記名とすることとし、事業者名を表記する場合は、「当社」とすること（ヒアリングにおいても同様とする。）。

- ① 公募型プロポーザル提案申請書【様式5】 1部
- ② 熊野町生活困窮者等就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務企画提案書
【任意様式】 10部
- ③ 同種業務等実績報告書【様式6】 1部
- ④ 業務実施体制表【様式7】 1部
- ⑤ 参考見積書【任意様式】 1部

（5）企画提案書の作成要領

- ① 企画提案書は、A4判縦置き横書き（A3版の折込みも可とする）、片面カラー印刷、左綴じ、文字サイズは読みやすいフォント（11～12ポイント程度）とし、ページ下部中央にページ番号を付すこと。ただし、図表等の表現の都合により、記述方法等の一部を変更することは差し支えないものとする。
- ② 企画提案書と「12 企画提案書に係るヒアリングの実施」に用いる資料は、同一のものとすること。

12 企画提案書に係るヒアリングの実施

（1）実施日時

令和6年12月20日（金）

※ 日程等の詳細については、別途通知する。

（2）実施場所

熊野町役場3階会議室（〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号）

（3）実施要領

- ① ヒアリングは、1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。
- ② プrezentationは、本業務の主たる業務担当者が提出書類に基づく内容により行うこととし、資料の追加は認めない。
- ③ OA機器の使用については、プロジェクター（1台）及びUSBケーブル（1本）は町で用意したものを使用すること。他の映像装置については、必要であれば各自用意すること。

13 契約候補者の選定

（1）審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において評価基準に従い審査し、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

（2）評価基準

別紙「熊野町生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル評価基準」とおり

(3) 審査結果の通知

- ① ヒアリングを受けた参加者全員に対して、審査終了後7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に審査結果を通知する。
- ② 契約候補者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、熊野町健康福祉部社会福祉課に対して、審査結果の通知日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、参加者の評価基準に基づく評価点及び選定結果を公表する。

14 契約について

(1) 契約締結までの手続

- ① 契約候補者と、提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様書を確定させるものとする。この際、提出された企画提案書の内容を変更する場合がある。
- ② 上記のとおり確定した仕様書を基に契約候補者から見積書を徴取し、予算の範囲内で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- ③ 契約候補者との協議が不調となった場合等については、参加者の評価基準に基づく評価点が契約候補者の次に優れていた者と契約手続きを行う。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 契約書

契約書については、町が指定したものを使用する。

15 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認められる場合
- ③ その他公平な競争の妨げとなる行為等があったと認められる場合

(2) 経費の負担

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 企画提案書の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ② 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

- ③ プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、町において提出された企画提案書の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、熊野町情報公開条例（平成13年熊野町条例第3号）の規定に基づき公開する場合を除き、本プロポーザル以外に当該企画提案書を作成した者に無断で使用しないものとする。

16 問い合わせ先

熊野町健康福祉部社会福祉課

住 所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

電 話：082-820-5614

F A X：082-854-8009

E-mail：shafuku@town.kumano.lg.jp